

政府が進める地方分権改革が担う事務の全てが対象。一方、標準自動車運転代行に関する事務権限が、国土交通省の地方運輸支局から都道府県に移譲されることが濃厚だ。移譲の具体的内容について、国土交通省自動車局旅客課の山崎寛旅客運送適正化推進室長に聞いた。

し、同室長は「まだ完全にも行っていない」と強調。一方、支局からの出向に関しては「法成立後に、きちっとした準備期「人員不足の現状ではありえない」と否定する。

ただ、従来、通達で支局に指示していた事項は、施行通知などで都道府県に要請する形になり、国土交通省からの強制力はなくなる。山崎室長は「協力をお願いする。また法、政令、省令の定めは都道府県にも守る義務がある」とした。意思疎通では、「国が基準をつくる際には都道府県にお願いして報告をもらい現場の意見を聞く」との方針だ。

最後に同室長は「地域に密着した、よりきめ細かい行政サービスになることも期待される」と述べた。

◇

◆移譲の内容は？

移譲する権限に関し、山崎室長は「都道府県公安委員会との認定の同意、事業者への監督など地方運輸支局

国土交通省自動車局旅客課 山崎 寛室長に聞く

都道府県
権限移譲

国はノウハウを提供

ではない。心配しないで下さい」と強調する。

・都道府県間の意思疎通。

山崎室長は「国はノウハウを提供し、適正化推進室が

◆スケジュール

今年春の通常国会に、自動車運転代行業務適正化法の改正も含めた地方分権改革の一括法が提出される予定。実際の移譲時期に関

今年春の通常国会に、自動車運転代行業務適正化法の改正も含めた地方分権改革の一括法が提出される予定。実際の移譲時期に関



国土交通省自動車局旅客課 山崎 寛室長に聞く